



当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2022年11月8日(火)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定  
します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	廃棄物管理（プラスチックの廃棄物管理の経験を高く評価する）に係る各種調査
対象国及び類似地域	スリランカ及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし  
(2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

スリランカ政府は、国家環境アクションプラン 2022-2030 (National Environmental Action Plan) において、プラスチック管理を総合的廃棄物管理 (Holistic Waste Management) の最優先分野としている。その後 2020 年、スリランカ政府は包装材に関する国の政策・基準を確立するため、廃棄物管理に関する国家政策を改定し、包装材の項目を追加した。さらに 2021 年、大統領が発表した内閣文書でプラスチックの使用をより一層減らすことを強調している。

同年 3 月、スリランカ政府監査部門は、業務監査報告書でプラスチックご

みに関するすべての問題を所掌するプラスチック廃棄物管理センター創設を提言し、これを公営企業委員会が承認した。また、スリランカ政府環境省が IGES-UNEP 環境技術連携センター (IGES Centre Collaborating with UNEP on Environmental Technologies)、国連環境計画 (UNEP)、国際環境技術センター (International Environmental Technology Centre) からの技術支援、我が国環境省からの財政支援を得て策定した「国家プラスチック廃棄物管理アクションプラン 2021-2030 (National Plastic Waste Management Action Plan 2021-2030)」において、プラスチック管理センター創設は、優先事項と位置づけられている。

2022 年に、プラスチック管理センターは創設されたものの、その業務内容は明確には固まっておらず、人員体制も脆弱である。今般、同センターの能力強化をすべく、同国中央環境庁 (CEA) より日本に対して技術協力による支援要請があった。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2022 年 12 月中旬～2022 年 12 月下旬)
  - ① 要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
  - ② 他援助機関が実施する類似プロジェクトに関する資料・情報を収集・分析し、同分野の他援助機関の支援状況を把握し、現地調査で収集すべき情報を検討する。
  - ③ ①②の検討に基づき、不足している情報や関係者への確認事項を整理し、現地業務期間で訪問・協議すべき機関を検討し、スリランカ側関係機関 (C/P 機関等) に対する質問票 (案) (英文) を作成し JICA に提出する。質問票は、JICA を通じて先方関係機関へ配布することを想定している。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票 (案) との取り纏めに協力する。
  - ④ 担当分野の PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
  - ⑤ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2023年1月上旬～2023年1月下旬)

- ① JICA スリランカ事務所等との打合せに参加する。
- ② スリランカ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。  
事前に配布した質問票への回答回収を通じ担当分野に係る情報・資料を収集し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) プラスチック廃棄物管理に係るスリランカ側関係機関の実施体制  
(組織、業務所掌、人員配置、予算、他機関との関係性等)
  - イ) プラスチック廃棄物管理に係る課題と対策
  - ウ) スリランカにおけるプラスチック廃棄物管理に関する動向と本プロジェクトの位置づけ
  - エ) プラスチック廃棄物管理における他援助機関の協力方針・援助動向
  - オ) 現地再委託請負可能な組織、業務実施単価に関する情報収集
- ③ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、技術的観点から助言を行う。
- ④ 当該分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑤ スリランカ側関係機関におけるジェンダーバランスや廃棄物関連法律・政策におけるジェンダー関連の項目調査等に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA スリランカ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2023年2月上旬～2023年2月上旬)

- ① 事業事前評価表(案)作成に協力する。
- ② PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る基本計画調査報告書(案)を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書(電子媒体)

2023年2月3日(金)までに提出。

担当分野に係る基本計画策定調査報告書(案)(和文)を添付し、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒コロンボ⇒日本を標準とします。見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上して下さい。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も見積書に計上して下さい。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地業務期間は 2023 年 1 月 8 日～28 日を予定しています。  
JICA の調査団員は本業務従事者と 2 週間遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間がありません。  
尚、現時点でスリランカ入国時に隔離期間はありません。
  - ② 現地での業務体制  
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
    - ア) 総括（JICA）
    - イ) 協力企画（JICA）
    - ウ) プラスチック廃棄物管理（本コンサルタント）
    - エ) データベース・法制度（JICA が別途委嘱する官団員）
  - ③ 便宜供与内容  
JICA スリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
    - ア) 空港送迎：あり
    - イ) 宿舍手配：あり
    - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります）。
    - エ) 通訳備上：なし
    - オ) 現地日程のアレンジ： JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタント

によるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理グループ第一チームから配付しますので、[gegem@jica.go.jp](mailto:gegem@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。

・ 要請書

・ National Action Plan on Plastic Waste Management 2021-2030

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10

月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上